

新潟県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第27号

新潟県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業廃棄物税条例施行規則（平成16年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第8条</b> <u>削除</u></p>	<p><u>(電磁的記録等による保存の承認の申請等)</u></p> <p><b>第8条</b> <u>条例第21条の規定による承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする帳簿に係る電磁的記録等（電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下同じ。）の保存をもって当該帳簿の保存に代える日（当該帳簿が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第3項第1号において同じ。）の3月前の日までに、申請書に係る書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人等が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後6月を経過する日までの間に当該帳簿に係る電磁的記録等の保存をもって当該帳簿の保存に代えるものであるときは、設立の日以後3月を経過する日までに、当該申請書を局長に提出することができる。</u></p> <p><u>2 局長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る帳簿の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある帳簿について、その申請を却下することができる。</u></p> <p><u>(1) 次条第2項の規定による届出書が提出され、又は同条第4項の規定により承認の取消し処分を受けた帳簿であつて、当該届出書が提出され、又は当該処分を受けた日以後1年以内にその申請書が提出されたこと。</u></p> <p><u>(2) 電磁的記録等の保存が、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第25条第1項各号又は第26条第1項各号に掲げる要件に従って行われないと認められる相当の理由があること。</u></p> <p><u>3 第1項の申請書の提出があった場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分</u></p>

第9条 削除

(申告書等の様式)

第10条 条例及びこの規則の規定により局長に提出し、又は掲示する書類等は、次の表のとおりとする。

書類の名称	根拠条文	様	式
(略)			

がなかったときは、当該各号に定める日においてその承認があったものとみなす。

(1) 当該申請書が第1項本文の規定により提出されたものである場合 当該帳簿に係る電磁的記録等の保存をもって当該帳簿の保存に代える日の前日

(2) 当該申請書が第1項ただし書の規定により提出されたものである場合 その提出の日から3月を経過する日

(電磁的記録等による保存の要件等)

第9条 条例第21条の規定による承認を受けている者は、地方税法施行規則第25条第1項各号及び第26条第1項各号に掲げる要件に従って当該承認を受けている帳簿に係る電磁的記録等の保存をしなければならない。

2 条例第21条の規定による承認を受けている者は、同条の承認を受けている帳簿（以下「電磁的記録等に係る承認済帳簿」という。）の全部又は一部について、電磁的記録等の保存をやめようとする場合には、あらかじめ届出書を局長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その提出があった日以後は、当該届出書に係る電磁的記録等に係る承認済帳簿については、その承認は、その効力を失うものとする。

3 条例第21条の規定による承認を受けている者は、電磁的記録等に係る承認済帳簿に係る前条第1項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、変更届出書を局長に提出しなければならない。

4 局長は、電磁的記録等に係る承認済帳簿の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録等に係る承認済帳簿について、その承認を取り消すことができる。

(1) その電磁的記録等の保存が行われていないこと。

(2) その電磁的記録等の保存が、地方税法施行規則第25条第1項各号又は第26条第1項各号に掲げる要件に従って行われていないこと。

(申告書等の様式)

第10条 条例及びこの規則の規定により局長に提出し、又は掲示する書類等は、次の表のとおりとする。

書類の名称	根拠条文	様	式
(略)			
産業廃棄物	条例第21	別記第15号様式	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 165 986 356">税の帳簿の電磁的記録等による保存の承認申請書</td> <td data-bbox="986 165 1114 356">条</td> <td data-bbox="1114 165 1394 356"></td> </tr> </table>	税の帳簿の電磁的記録等による保存の承認申請書	条	
税の帳簿の電磁的記録等による保存の承認申請書	条			
(略)	(略)			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 398 986 629">産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の取りやめの届出書</td> <td data-bbox="986 398 1114 629">第9条第2項</td> <td data-bbox="1114 398 1394 629">別記第18号様式</td> </tr> </table>	産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の取りやめの届出書	第9条第2項	別記第18号様式
産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の取りやめの届出書	第9条第2項	別記第18号様式		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 629 986 860">産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の変更届出書</td> <td data-bbox="986 629 1114 860">第9条第3項</td> <td data-bbox="1114 629 1394 860">別記第19号様式</td> </tr> </table>	産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の変更届出書	第9条第3項	別記第19号様式
産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の変更届出書	第9条第3項	別記第19号様式		
第14号様式 (略)	第14号様式 (略)			
第15号様式 削除	第15号様式 (第10条関係)			
	<p>産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の承認申請書 (略)</p>			
	<p>第18号様式 (第9条、第10条関係)</p> <p>産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の取りやめの届出書 (略)</p>			
	<p>第19号様式 (第9条、第10条関係)</p> <p>産業廃棄物税の帳簿の電磁的記録等による保存の変更届出書 (略)</p>			

**附 則**

この規則は、令和4年1月1日から施行する。